○外務省告示第二百八十九号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、それぞれ別表中欄の日に行われた口上書等の交換により別表下欄の日まで延長された。

令和八年九月十七日

外務大臣　茂木　敏充

取極	贈与の供与期限の延長のための口上書等の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
ノーザン州における保健医療体制改善計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文（令和四年五月十九日付け）	令和八年二月二十四日	令和十三年七月三十一日
アカバ税関治安対策強化計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文（令和元年七月三十一日付け）	令和八年二月二十六日	令和九年六月三十日
バングラデシュにおける全球測位衛星システム連続観測点高密化及び験潮所近代化計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文（令和元年六月三十日付け）	令和八年二月二十六日	令和九年十月三十一日
アンダマン・ニコバル諸島における電力供給能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とインド政府との間の交換公文（令和三年三月二十六日付け）	令和八年三月三十日	令和十二年十二月三十一日
ダカール州配電網緊急改修・強化計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文（平成二十九年十二月十三日付け）	令和八年三月三十一日	令和八年十二月三十一日
第二次エジプト・日本科学技術大学教育・研究機材調達計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との交換公文（平成二十九年十二月十八日付け）	令和八年六月十一日	令和九年五月三十一日
ホーチミン市非開削下水道管路更生計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文（平成三十年五月三十一日付け）	令和八年六月十一日	令和十一年十二月三十一日
地上デジタルテレビ放送網整備計画のための贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の交換公文（平成二十八年十月二十七日付け）	令和八年六月二十九日	令和十一年二月二十八日

○外務省告示第二百九十号

令和八年八月十一日にドゥシャンベで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

令和八年九月十七日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与等の限度額　二億九千六百万円
3　贈与等の供与期限　令和十五年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　古田恵子在タジキスタン大使
タジキスタン側　シロジッディン・ムフリッディン外務大臣

令和八年九月十七日

○外務省告示第二百九十一号

令和八年八月十一日にドゥシャンベで、ドゥシャンベ市基幹電力系統変電所建設計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ドゥシャンベ市基幹電力系統変電所建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与等の限度額　三十二億五千五百万円
3　贈与等の供与期限　令和十五年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　古田恵子在タジキスタン大使
タジキスタン側　シロジッディン・ムフリッディン外務大臣

令和八年九月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百九十二号

令和八年八月十一日にドゥシャンベで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与等の限度額　二億九千六百万円
3　贈与等の供与期限　令和十五年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　古田恵子在タジキスタン大使
タジキスタン側　シロジッディン・ムフリッディン外務大臣

令和八年九月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○厚生労働省告示第三百五十三号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十一条の規定に基づき、令和八年十月一日から令和九年九月三十日までの期間における同条に規定する区域及び面積を次のように定めるので、同条の規定により告示する。

令和八年九月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　けし耕作者

栽培区域	栽培面積
なし	なし

二　甲種研究栽培者

栽培区域	栽培面積
北海道名寄市	四・五〇アール
茨城県つくば市	三・〇四アール
東京都小平市	一・五〇アール
長崎県長崎市	〇・一三アール
鹿児島県熊毛郡中種子町	〇・七五アール

○厚生労働省告示第三百五十四号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへんの収納価格を、令和九年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十四万六千九百円と定めるので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年九月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

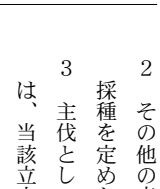
○農林水産省告示第千四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町緑川字小屏風一一一の二五、一一一の二七、一一一の二八、一一一の三七、一一一の五七から一一一の五九まで、字沢津一二〇の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小屏風一一一の二五・一一一の二七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）



（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）